

総合特区 特例措置(規制分野)「省庁において検討を進めている項目」

総合特区名	整理 番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	法令等	省庁・ 担当課等	省庁回答欄			
						ア)「国と地方の協議」終了後の進捗状況	イ)指定自治体との協議状況	ウ)協議の終了時期	※備考
ふじのくに 先端医療 総合特区	04203	電気式ア ネロイド型 血圧計の 技術基準 に係る特 定計量器 検定検査 規則の規 制の緩和	国内で普及している自動電子血圧計などの「電気式アネロイド型血圧計」は、計量法(平成4年法律第51号)第2条第4項に規定する「特定計量器」として、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号。以下「規則」という。)の規制を受ける。規則第12条の規定により、計測値を表示する画面を本体から分離する場合、専用のデバイスを用いる必要があるため、製品の形状に制限がある。規則第12条に規定されている「合番号」又は「承認」を受けた型式と同一の型式に属するものであることを示す表示」が付された表示機構を用いる代わりに、ソフトウェアを用いて外部表示機構のみに計測数値を表示することを認めること。本規制の緩和により、時代に合ったスマートでコンパクトな医療機器、海外市場でも戦える医療機器の研究開発を促進することができる。	・計量法 第57条、第71条 ・計量法施行令 第15条 ・特定計量器検定検査規則 第12条	経済産業省 計量行政室	委託調査にて、事業者等の関係者へのヒアリングを実施し、その後検討会を開催する予定であったが、なかなかご協力が得られず、今年度はヒアリングのみを実施した。 ヒアリングには事業者及び関係団体にご参加いただき、計量法の規制に関するご要望を伺った。 今年度のヒアリングを踏まえ、来年度以降の委託調査の中で検討会を実施し、引き続き検討を続ける予定。	委託事業者から直接ヒアリングの日程調整をさせていただきため、その前段階として当室からご担当者を確認させていただき趣旨のメールを8月にお送りしたが、特にご返信は頂けず、結果として時間が経過した。 なお、発案企業に対しては、令和5年12月5日にヒアリングに向けた事前打ち合わせ、令和6年2月14日にヒアリングを実施した。	未定	